

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき公表します。

若狭町長 渡辺 英朗

「農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」

市町村名(市町村コード)	若狭町(501)
地域名(集落名)	野木地区(杉山・堤・兼田・武生・玉置・上野木・中野木・下野木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日(第8回)

1 理念・基本方針

[理念]

朝日に栄え 夕日に照らされ 陽に煌く、田の心ある豊かで活力ある野木の村落

[基本方針]

- 1) 北川・水田・山の自然環境に恵まれた野木地区の豊かな農村景観を保全する。
- 2) 担い手農家と多様な担い手農家が一体となって、水田農業を継続する。
- 3) 水田耕作・家庭菜園により土に親しむ農家により、豊かな農村集落とする。
- 4) 野木地区の皆の叡知で10年後の農村の姿を描く。

2 地域における農業の将来の在り方

1) 地域農業の現状と課題

- ・ 担い手農家への集積率がR5で78%となっており、アンケート調査では多様な担い手農家の離農が更に進みつつあり、集落の農家数が減少して農村集落維持機能が低下する。
- ・ 区の総会への出席率が50%程度となる集落もあり、集落機能が低下しつつある。
- ・ 多様な担い手農家の機械更新が困難となっており、離農が加速化する。
- ・ 規模拡大の限界の担い手農家もあり、今後多様な担い手農家の離農が進展すると耕作者不足となり不耕作田の増加が懸念される。
- ・ H7に完了した圃場整備から30年が経過しており、杉山集落は傾斜地であり小区画水田が多く作業効率が低い水田がある。
- ・ 自然圧やポンプ圧送でのパイプラインが整備されており、かん水は効率的である。しかし、杉山区域は適時に給水できない事も発生している。
- ・ 北川沿いの平地部では大型機械の導入されていることから大区画整備の要望がある。
- ・ 山裾に獣害防止の恒久柵が設置してあるが、山からの獣害の発生が完全に防止できない。
- ・ 担い手農家と地権者との契約で賃料が定まっているが、個々での契約でありバラバラの金額となっている。担い手農家では地区内で統一すべきとの要請がある。
- ・ 担い手農家の耕作田は、地権者との個々の契約であるため集約されていない。
- ・ 担い手農家は規模拡大に伴い草刈り作業が過重となっている。水田の景観維持には適正な時期に草刈りを実施することが困難となっている。

[基礎的データ]

農業者	(担い手農家) 15人 (多様な担い手農家) 82人
水田面積	268.8 ha
集積率	78%(R5)
主要作物	水稻・花卉

2) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻栽培を主軸として、ハウス園芸栽培も促進していく。
- 担い手農家への集積率を85%を目標とし、多様な担い手農家の離農を極力抑制し、適正な農村集落機能を維持していく。
- 担い手農家の離農も予測されることから、行政が先導し、JA・企業などが水稻経営に参画し得る営農組織の設立を検討していく。
- 耕作不利田と大区画化の水田基盤整備を実施していく。
- 山裾に設置してある獣害防止の恒久柵の補修・更新を促進するとともに耕作田周辺に電気柵を設置し、獣害を完全に防止する。
- 利用権設定の賃料を水利費相当額などで地区内を統一していく。
- 担い手農家の耕作田の集約化(団地化)を促進する。
- 地区内の水田を適正な景観とするために、社団法人を設立し地区全体の水田の草刈りを実現していく。
- 減農薬減化学肥料栽培や有機栽培を促進し、特に家庭菜園での有機栽培を推進する。
- 多様な担い手農家の離農対策のために、新規就農者を求める。

3 農業上の利用が行われる農用地等の区域

1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	268.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	268.8 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積	0 ha

2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

4 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1) 農用地の集積・集約化の方針

- 担い手農家の耕作田は、効率的農作業のためには農道を挟み1ha以上の団地化を進める。
- 多様な担い手農家の耕作田は現況の通りとし、担い手農家耕作田を100%団地化する。
- 離農する担い手・多様な担い手農家の耕作田は、担い手農家に集積する。

2) 農地中間管理機構の活用方針

- 地域全体の水田を農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家の経営意向により段階的に集約化を進める。

3) 水田基盤整備事業への取り組み

① 杉山地区水田整備事業

A=30ha(杉山地係) 地権者数=

中間管理機構関連基盤整備事業 ---総事業費 約12億円・農家負担ゼロ
上中土地改良区

② 野木地区大区画水田整備事業

A=230ha 地権者数=

中間管理機構関連基盤整備事業 ---総事業費 約70億円・農家負担ゼロ
上中土地改良区

③ 水利施設の更新事業

老朽化しつつある揚水機場・パイプラインなどの水利施設の更新(延命化)を検討する。
特に適切に給水できない杉山地区の対策に取り組む。

④ 耕作条件改善事業

区画拡大・暗渠排水・深み解消などの耕作条件改善事業を進める。

⑤ 獣害対策事業

- ・ 山裾に設置してある恒久柵の適正な維持管理を進めるとともに、損傷した柵は更新対策を進める。

⑥ 田んぼダム

- ・ 北川下流域の洪水被害防止効果を発揮(洪水を水田に一時貯留)する田んぼダムを北川上流で促進する。

⑦ 霞堤対策

- ・ 野木地区には北川霞堤が「野木川合流」「中川旧合流」「杉山川合流」地点にある。
- ・ 野木川霞堤は洪水時に北川逆流による水田への湛水被害が発生している。
- ・ R3に小浜市・若狭町の農業者代表で「北川霞堤等被害対策連絡会」を組織し、町・県・国交省・国会議員に精力的に要望したが、国交省の門戸を開けなかった。
- ・ 国交省の固い門戸を開くには、農家と市町の強い要望活動の継続が必須である。

4) 多様な担い手農家の継続方針

- ・ アンケート調査や耕作意向調査により、多様な担い手農家の多くが10年後には離農の意向であるため、農村集落機能の維持には農家の確保が必要である。
- ・ 地区内の担い手農家への作業委託や農業機械の共同利用組織の支援を進め、農業機械のレンタル支援を関係者と検討する。

5) その他課題と対応方針

① 賃料の統一化

- ・ 担い手農家間の耕作田の交換による集約化を円滑化するために、賃料を統一する。
- ・ (水利費)2,000円+(水利施設更新事業の負担)1,000円 = 3,000円/10a を目標として地権者など関係者と協議していく。
- ・ 上中土地改良区の意向を踏まえて、R6.12月までに方針を定める。

② 地区の草刈り隊の組織化

- ・ 担い手農家が過重となっている草刈り作業を、地域全体で支援する組織を結成する方向で関係者と協議していく。
- ・ 多面的機能活動との調整を図っていく。
- ・ 多面的機能活動の新5ヵ年計画は開始されるR8までに方針を定めていく。

③ 担い手農家の連携組織

- ・ 農業機械の共同利用・資材の共同購入・農産物の販売など、連携できる組織体を整備できるように関係者と協議していく。

5 地域計画(案)策定協議の経緯

	年	月	日	意見交換会・協議会	備考
1	5	12	4	担い手農家との意見交換会 ①	9人
2	5	12	25	多様な担い手農家との意見交換会①	13人
3	6	1	18	女性有識者との意見交換会	3人
4	6	1	30	農業を考える会 ①	8人
5	6	2	13	農業を考える会 ②	9人
6	6	2	26	農業を考える会 ③	8人
7	6	3	15	担い手農家との意見交換会 ②	13人
8	6	3	22	地域計画策定協議会 ①	12人(森川知彦・上窪敬則・藤田伝三・福井眞寿美・福田寛城・深水道紀・井関平信・倉谷正典・中塚文和・塚本俊夫・清水久貴・植野継男)